

令和8年度鳥取県原子力防災避難経路監視カメラ清掃・点検業務仕様書

1 業務の名称

令和8年度鳥取県原子力防災避難経路監視カメラ清掃・点検業務（以下「本業務」という。）

2 業務の概要

鳥取県原子力防災避難経路監視カメラ（以下「避難経路カメラ」という。）機器の清掃・点検を実施し、カメラ映像等のデータ収集及び表示を適正に行うことを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

4 業務場所

避難経路カメラを設置する米子市及び境港市内の47地点
（別紙鳥取県原子力防災避難経路カメラ一覧（変更）のとおり）

5 業務内容

（1）避難経路カメラの清掃

ア 内容

- ・避難経路カメラドームの表面等を清掃し、カメラシステム映像に曇りや汚れが映らないようにすること。なお、カメラシステムのURL等は別途、受注者に示す。
- ・清掃方法については、用具を使用した地上からの作業や高所作業車を使用した作業により行うこと。なお、作業に係る道路許可申請書の作成及び申請は受注者にて行うこと。
- ・電源収納盤の腐食箇所には必要に応じて錆転換剤等で防錆塗装を行うこと。（ただし、FRP樹脂製の盤は除く。）

イ 回数

1回（ただし、令和9年2月12日（金）までに完了すること）

（2）避難経路カメラ機器の点検・調整

ア 対象機器

機器		主な規格
カメラ	ネットワークカメラ	BB-SW374、BB-HCM547、WV-B65300-ZY
	カメラフード	SUS 250x250x80/25
キー付き耐候ブラボックス （通信制御盤）	無線情報端末	LTE 外部アンテナ AND-0736T-25 11S-ANTNIA01
	ルーター	SC-RRX230
	PoE インジェクタ	48V/0.5A 24W
	遠隔電源制御装置（リモート電源）	RPC-M2CS
	角型コンセント	

屋外用キャビネット (電源収納盤)	避雷器	TAP-SP309W
	漏電ブレーカ	GP31CJ 2P15AF30(1E)
	UPS	安定化電源、充放電コントローラ、インバータ
	ディープサイクルバッテリー	ACDelco M24MF 12V-80Ah
	角形コンセント	
	屋外用キャビネット	ステンレス製、FRP 樹脂製 W400～500, H600～700, D250～300

イ 内容

避難経路カメラ、通信制御盤、電源収納盤内の機器等の点検・調整を行うこと。

① 外観点検

- ・機能に影響を及ぼす変形・破損等がないこと。
- ・キャビネット等の防水機能に異常がないこと。

② 電気系統点検

- ・表示・スイッチ等に破損、接触不良等がないこと。
- ・ケーブル・コネクタに断線・劣化・接触不良等の異常がないこと。
- ・電気回路を点検し、異常がないこと。
- ・ディープサイクルバッテリーの内部抵抗及び電圧の測定を行い異常がないこと。なお測定には校正された測定器を使用すること。
- ・停電時に正常に動作すること。

③ 調整

- ・UPS の充電回路の電圧確認及び調整をすること。
- ・その他、修理や交換を要しない軽微な不具合等の箇所があった場合は現場で調整すること。

④ 動作確認・環境確認

- ・カメラシステム映像の監視に支障をきたす障害物がないこと。
- ・遠隔により、カメラの操作及びカメラ電源の ON/OFF 操作ができること。
- ・なお、遠隔操作に必要な ID・パスワードは別途、受注者に示す。
- ・カメラシステムへ映像がアップロードされること。

ウ 回数

1 回（ただし、令和 9 年 2 月 12 日（金）までに完了すること）

(3) 機器故障等に係る対応

経年劣化等により部品交換の必要性や機器の故障等が判明し、修理等が必要な場合は、別途協議する。

6 業務計画書の提出

(1) 受注者は、業務開始に当たり、契約締結後すみやかに業務計画書を発注者に提出し、発注者の承諾を得た後、業務を開始するものとする。

(2) 業務計画書には、次の項目について記載するものとする。

- ・作業内容

- ・担当者及び実施体制表
- ・作業工程表
- ・点検に使用する測定機器
- ・その他、発注者が必要と認める書類

7 完了報告及び検査

受注者は、業務完了後14日以内に、清掃・点検の状況及び点検結果を示したものを作成・添付の上、完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

8 委託料の支払

- (1) 受注者は、7における本業務の検査合格後、速やかに委託料の請求書を発注者へ提出するものとする。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受理した日から起算して30日以内に請求に係る委託料を支払うものとする。
- (3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

9 目的外使用の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

10 事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (2) (1)において、受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

11 第三者に及ぼした損害

- (1) 本業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- (2) (1)の規定にかかわらず、(1)に規定する賠償額のうち、発注者のみの責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。
- (3) (1)または(2)の場合、その他本業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、双方協力してその処理解決に当たる。

1 2 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

1 3 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者が協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

1 4 その他

この仕様書に定めない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議し決めるものとする。